

常陸太田市東日本大震災被害対策支援金・見舞金について

【支援の対象外】

- ◆震災で損壊したものでないもの
- ◆被災者生活再建支援金の対象となる方
- ◆自分で修繕などをした方

【支援の対象者】

- ◆震災時に住民登録(外国人登録)がある方が所有し、現に居住している住家又は同一敷地内の物置等
- ◆震災で損壊し、修繕又は建替えをした方

《修繕費用が20万円以上のとき》

【支援金の額】

- ◆住家…修繕費用の1/3以内(上限20万円)
- ◆物置等…修繕・建替え費用の1/3以内(上限10万円)

《修繕費用が20万円未満のとき》

【見舞金の額】

- ◆住家…3万円
- ◆物置等…2万円
- ※費用が上記の額を超えないときは、その額

※支援金及び見舞金の支給は、一世帯につき住家1棟と物置等1棟を限度とします。

申請の手続き [申請期限:平成31年3月31日]

《修繕をこれからする方》

- ① 申請書
- ② 見積書の写し
- ③ 修繕する箇所の写真又はり災証明書

《修繕が完了している方》

- ① 申請書
- ② 領収書の写し
- ③ 修繕完了後の写真
- ④ 請求書

《修繕が完了したら》

- ① 領収書の写し
- ② 修繕完了後の写真
- ③ 請求書

- ◆支援金又は見舞金の額を決定
- ◆指定口座へ振り込み

※ なお、手続きには、印鑑と口座振込の確認のため通帳をご持参ください。